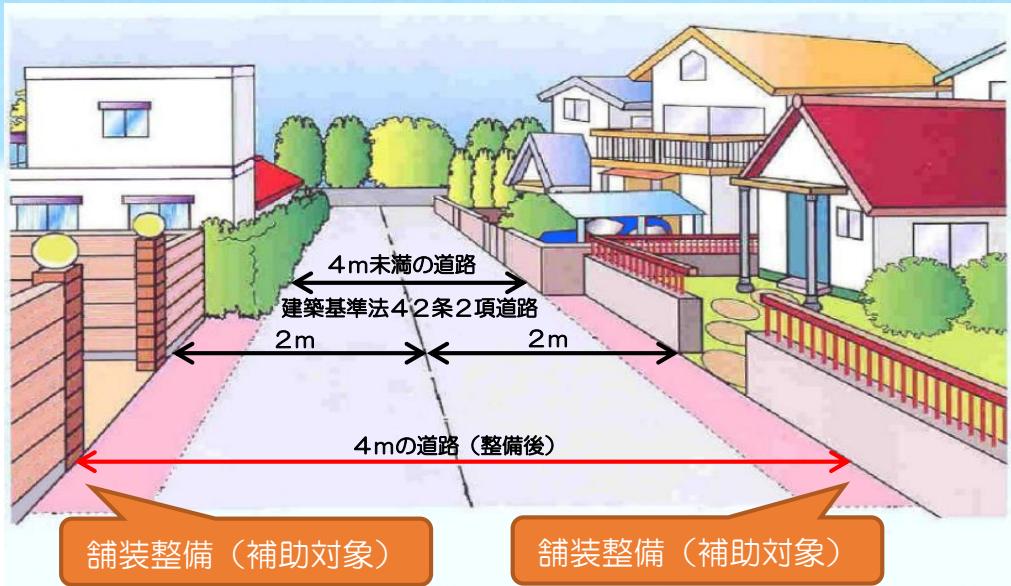


狭あい道路の後退用地（セットバック部分） の舗装整備を補助します！（和歌山市）

狭あい道路の事前協議の結果通知を受けた物件で後退用地の舗装整備をする場合は補助金の活用ができます。
募集期間は、令和7年4月1日～令和8年1月30日です。
詳しくは建築指導課までお問い合わせください。



後退用地に一定の舗装（アスファルト舗装やコンクリート舗装）をした場合
＜補助金額＞「舗装整備工事費（見積書添付）×2／3」または
「舗装面積1m²あたり3,000円」の少ない方
最大10万円（千円未満切捨て）



- ※ 予算がなくなり次第、終了します。
- ※ 舗装整備工事が完了し、令和8年2月27日までに実績報告が必要です。

＜問い合わせ先＞

和歌山市 都市建設局 都市計画部 建築指導課 本庁舎9階

TEL: 073-435-1100
FAX: 073-435-1175



事業の手続きの流れ

※①～③については和歌山市へ申請及び報告書の提出が必要です。

建物の建築に伴う
狭い道路の拡幅整備の場合

塀等の築造に伴う
狭い道路の拡幅整備の場合

補助金交付に伴う
手続きの場合

事前調査・資料作成

※中心線の位置は、申請者の責任のもと周辺住民と協議してください。

①狭い道路拡幅整備協議書

審査及び現地確認

適合

狭い道路拡幅整備協議結果通知書

協議済

確認申請

適合

建築工事着手

協議済

舗装整備工事着手

※舗装整備工事は補助金等交付決定通知書の受理後に着手。

工事完了（舗装整備含む）

添付

②交付申請

注）舗装整備工事費の見積書の添付が必要です。

審査

通知

補助金等交付 決定通知書

③補助事業等 実績報告書

※報告書は令和8年2月27日までに提出が必要。

中心鉄・後退プレートの設置

報告

審査及び現地確認の上、補助金を交付

※補助金交付申請には協議内容に「舗装整備」が記載された「狭い道路拡幅整備協議結果通知書」の写しが必要です。協議内容が「未舗装」の場合は「舗装整備」への変更協議が必要です。